地域密着型サービス

【自己点検シート】

認知症対応型共同生活介護

及び

介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者　職種・氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

実施年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊「介護予防認知症対応型共同生活介護」も「認知症対応型共同生活介護」の運営基準等に準じて一緒に点検できます。
なお、「認知症対応型共同生活介護独自」又は「介護予防認知症対応型共同生活介護独自」の運営基準については、根拠規程を確認してください。

地域密着型サービス自己点検シートについて

１．趣旨

利用者に適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するにあたり、事業者（管理者）が自主的に自らの運営する事業の点検を法令基準に基づいておこない、基準が守られているか、適切なサービスが提供されているのかを確認する必要があります。

２．地域密着型サービス運営基準の一般原則と基本方針

＊一般原則と基本方針は、サービスを提供する上で根底となる定めであり、各事業者は『自己点検シート』の前に再度見直しと確認をしてください。

１）指定地域密着型サービスの事業の一般原則

≪基準法令　第１章総則　第３条≫

・指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

・指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービス事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

２）基本方針

【認知症対応型共同生活介護】

≪基準省令　第１節　第８８条≫

・指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第８条第１８項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

【介護予防認知症対応型共同生活介護】

≪予防基準省令　第１節　第６９条≫

・指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第８条の２第１７項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

地域密着型サービス運営基準　遵守状況の自己点検シート

事業所名		点検日	平成　　年　　月　　日

人員に関する基準		はい	いいえ	非該当	根拠規定
従業者の員数	⑴．介護従事者数は基準に達していますか ⑵．夜勤職員の配置は基準に達していますか ⑶．介護従事者のうち１以上の者は、常勤となっていますか ⑷．ユニットごとに計画作成担当者を配置できていますか ⑸．計画作成担当者は、必要な研修を修了していますか ⑹．計画作成担当者のうち１以上の者は、介護支援専門員をもって充てていますか ＊ただし、介護支援専門員は常勤でない者を充てても差し支えない。				運営基準第 90 条 予防基準第 70 条
管理者	⑴．ユニットごとに常勤の管理者を置いていますか ただし、共同生活住居の管理上業務に支障がない場合は、当該共同生活住居のほかの職務に従事することは差し支えない。 ＊訪問系サービス提供者として従事する場合は、支障があると考えられる。 ⑵．管理者は、必要な研修を修了していますか				運営基準第 91 条 予防基準第 71 条
指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	⑴．代表者は、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者ですか ⑵．代表者は、必要な研修を修了していますか				運営基準第 92 条 予防基準第 72 条
設備に関する基準		**はい**	**いいえ**	**非該当**	**根拠規定**
消防設備その他の非常災害に際して必要な設備	⑴．消防用設備及び必要な備品を整備し、点検はできていますか ⑵．入居定員は適切ですか ⑶．一つの居室の定員及び床面積は適切ですか				運営基準第 93 条 （平成２１年４月消防法施行令改定予定）
運営に関する基準		**はい**	**いいえ**	**非該当**	**根拠規定**
内容及び手続の説明及び同意	⑴．サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規定の概要、介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか				運営基準第 108 条により準用する運営基準第 9 条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第 11 号
受給資格等の確認	⑴．サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめていますか				運営基準第 108 条により準用する運営基準第 12 条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第 14 号
要介護認定等の申請に係る援助	⑴．要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう必要な援助を行なっていますか				運営基準第 108 条により準用する運営基準第 13 条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第 15 号

地域密着型サービス運営基準　遵守状況の自己点検シート

		はい	いいえ	非該当	根拠規定
入退居	⑴. 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか ⑵. 主治の医師の診断書等により、認知症の状態のあることの確認をしていますか ⑶. サービス提供が困難である場合は、適切な他の（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに請じていますか ⑷. 退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助を行なっていますか				運営基準第 94 条 予防基準第 74 条
サービス提供の記録	⑴. 入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称、又は、退居の年月日を被保険者証に記載していますか ⑵. 提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか				運営基準第 95 条 予防基準第 75 条
利用料等の受領	⑴. 現物給付サービスを提供した際には、その利用者から利用料の支払を受けていますか ⑵. 食材料費、理美容費、おむつ代、その他日常生活費に要する費用の取扱いは適切に行なわれていますか ⑶. その他日常生活費については、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、その内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか				運営基準第 96 条 予防基準第 76 条
保険給付の請求のための証明書の交付	⑴. 利用料の支払を受けた場合は、必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者にたいして交付していますか				運営基準第 108 条により準用する運営基準第 22 条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第 23 号
指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	⑴. 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行なわれていますか ⑵. 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行なわれていますか ⑶. 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なわれていますか ⑷. 介護事業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なっていますか ⑸. サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか ＊介護保険指定基準上、利用者の身体拘束が認められるのは『切迫性』『非代替性』『一時性』の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。				運営基準第 97 条 運営基準第 97 条 予防基準第 77 条 介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

地域密着型サービス運営基準　遵守状況の自己点検シート

		はい	いいえ	非該当	根拠規定
	⑹. やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録していますか ⑺. 自己評価を少なくとも年１回は行っていますか ⑻. 外部評価を少なくとも年１回は受けていますか ⑼. 自己評価・外部評価の結果について、利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記載した文書に添付の上、説明していますか ⑽. 自己評価・外部評価の結果について掲示する他、利用者又はその家族に送付等を行っていますか				運営基準第 97 条
指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針（予防のみ）	⑴. 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか ⑵. 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか ⑶. 利用者が有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮していますか ⑷. 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか				予防基準第 86 条
指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針（予防のみ）	⑴. 介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握をおこなっていますか ⑵. 計画作成担当者は(1)に規定する利用者の状況及び希望を踏まえて、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか ⑶. 計画作成担当者は、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか ⑷. 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか ⑸. 計画作成担当者は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか ⑹. 利用者１人１人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか ⑺. 介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか ⑻. 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか ⑼. 計画作成担当者は、適切に当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか ⑽. 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか				予防基準第 87 条

地域密着型サービス運営基準　遵守状況の自己点検シート

		はい	いいえ	非該当	根拠規定
利用者に関する市町村への通知	⑴. 正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護等状態の程度を増進させたとみとめられる時は、その旨を市町村に通知していますか ⑵. 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時は、その旨を市町村に通知していますか				運営基準第108条により準用する運営基準第27条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第24条
認知症対応型共同生活介護計画の作成	⑴. 介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか ⑵. 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成していますか ⑶. 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか ⑷. 介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか ⑸. 介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っていますか				運営基準第98条
介護等	⑴. 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか ⑵. 介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか ⑶. 利用者の食事その他の家事等は、利用者と介護従業者が共同で行うよう努めていますか				運営基準第99条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第88条
緊急時等の対応	⑴. 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか ⑵. 緊急時において円滑な協力を得るため、当該医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか				運営基準第108条により準用する運営基準第80条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第56条
管理者の責務	⑴. 管理者は、介護従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか また、介護従業者に必要な指揮命令を行っていますか				運営基準第108条により準用する運営基準第53条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第26条
社会生活上の便宜の提供等	⑴. 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めていますか ⑵. 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか ⑶. 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか				運営基準第100条

地域密着型サービス運営基準　遵守状況の自己点検シート

		はい	いいえ	非該当	根拠規定
管理者による管理	⑴. 管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者となっていませんか ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りではありません				運営基準第 101 条 予防基準第 78 条
運営規程	⑴. 共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 利用定員 ④ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 入居に当たっての留意事項 ⑥ 非常災害対策 ⑦ その他運営に関する重要事項				運営基準第 102 条 予防基準第 79 条
非常災害対策	⑴. 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか				運営基準第 102 条 運営基準第 108 条により準用する運営基準第 57 条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第 30 条
勤務体制の確保等	⑴. 利用者に対し、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか ⑵. (1)の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮していますか ⑶. 介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか				運営基準第 103 条 予防基準第 80 条
掲示	事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか				運営基準第 108 条により準用する運営基準第 33 条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第 32 条
秘密保持等	⑴. 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか ⑵. 当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか ⑶. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか				運営基準第 108 条により準用する運営基準第 34 条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第 33 条

地域密着型サービス運営基準　遵守状況の自己点検シート

		はい	いいえ	非該当	根拠規定
広告	⑴. 広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか				運営基準第108条により準用する運営基準第35条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第34条
定員の遵守	⑴. 入居定員及び居室の定員を超えて入居させていませんか ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません				運営基準第104条 予防基準第81条
地域との連携等	⑴. サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか また、運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、活動状況を報告しその評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか ⑵. 運営推進会議で出された報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか ⑶. 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか ⑷. 事業の運営に当たっては、提供した認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努めていますか				運営基準第108条により準用する運営基準第85条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第61条
衛生管理等	⑴. 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか ⑵. 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか				運営基準第108条により準用する運営基準第58条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第31条
協力医療機関等	⑴. 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか				運営基準第105条 予防基準82条
	⑵. あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか ⑶. サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか				
居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	⑴. 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者に対し、要介護（要支援）被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか				運営基準第106条 予防基準83条

地域密着型サービス運営基準　遵守状況の自己点検シート

		はい	いいえ	非該当	根拠規定
	⑵. 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか				
調査への協力等	⑴. 提供したサービス関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか				運営基準第108条により準用する運営基準第84条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第60条
苦情処理	⑴. 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか ⑵. (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか ⑶. 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行っていますか ⑷. 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出等に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に添って必要な改善を行っていますか ⑸. 市町村からの求めがあった場合には(4)の改善の内容を市町村に報告していますか ⑹. 提供したサービス係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか ⑺. 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか				運営基準第108条により準用する運営基準第37条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第36条
事故発生時の対応	⑴. 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護支援予防事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか ⑵. (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか ⑶. 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか				運営基準第108条により準用する運営基準第38条 予防基準第 85 条により準用する運営基準第37条
記録の整備	⑴. 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか				運営基準第107条 予防基準84条

地域密着型サービス運営基準　遵守状況の自己点検シート

		はい	いいえ	非該当	根拠規定
	⑵. 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか ① 認知症対応型共同生活介護計画 ② 具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 利用者に関する市町村への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 運営推進会議から出された報告、評価、要望、助言等の記録				
変更の届出等		はい	いいえ	非該当	根拠規定
変更の届出等	⑴. 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ていますか ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規定 ⑦ 協力医療機関の名称及び診療科目並びに契約の内容（協力歯科医療機関があるときはこれを含む） ⑧ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援体制の概要 ⑨ 地域密着型サービス費の請求に関する事項 ⑩ 役員の氏名、生年月日及び住所 ⑪ 介護支援専門員の住所及びその登録番号				介護保険法第78条5 介護保険法施行規則第131条の10